事業計画の変更等について

別添１

　新たに活動に取り組む又は交付対象面積等が変更になる活動組織等（活動組織及び広域活動組織）については、事業計画を作成又は変更する必要があります。

　本年１月、道（(総合)振興局含む）実施の「令和７年度多面的機能支払交付金に係る予算要望量調査（第２回）」（以下、「Ｒ７道要望量調査」）において、次の①から③を要望している組織は変更（新規含む）に該当します。

①　継続組織で、令和７年度交付対象面積が令和６年度に対し増減する場合のほか、交付単価の変更、加算措置の変更などを要望している組織

②　令和７年度から新たな活動期間（５カ年）となる再認定継続組織

③　令和７年度から新たに活動に取り組む新規活動組織等（活動組織及び広域活動組織）

**※　Ｒ７道要望量調査で要望している交付対象面積及び金額で道から予算割当を行いますので、要望額のとおり変更してください。ただし、令和7年度については、国費割当不足により、令和７年度新規立上組織の資源向上（共同）支払分及び環境負荷低減の取組への支援分につきましては、国からの追加割当後に道からの予算割当を予定しているため、当初の事業計画には計上しないようにお願いいたします。**

令和７年４月１日に国様式の一部改定が行われていますが、事務支援システム（以下、「システム」）の改正様式とする改修を終えておりません。

よって、**今年度新規活動組織及び再認定継続組織**は、国様式のエクセルをご使用ください。

**継続組織**は、引き続きシステムにより変更に係る事業計画の作成を行ってください。

事務手続きについて、２種類の様式となることとなりますが、ご理解、ご協力をお願いします。

**下記の具体的な手続きをご確認いただき進めてください。**

１．事業計画の変更（新規含む）手続きについて

（１）事業計画の事前提出と確認（活動組織等→市町村→道協議会）

多面的機能支払交付金実施事務取扱要領（平成27年4月17日付け農設第42号道農政部長通知（制定）、以下「事務取扱要領」）第５（事業計画の事前提出）の規定により、市町村にあっては、活動組織等から認定にあたって事前に提出される事業計画を取りまとめのうえ、道協議会へ送付（メール可）願います。

なお、「道協議会への事業計画の事前提出時期」は、次のとおり「道から市町村への予算割当時期（予定）」と連動させ５回に分け設定しています。

道から市町村への予算割当が、道協議会が事前提出書類の内容確認を了したことを確認した上で行われることから、活動組織への早期概算払いなどを考慮し５回の設定としているものです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 道協議会への事前提出時期 | 道からの予算割当時期（予定） |
| 提出 ① | 令和７年４月17日まで | **→**　　令和７年５月９日頃 |
| 提出 ② | 令和７年４月24日まで | **→**　　令和７年５月20日頃 |
| 提出 ③ | 令和７年５月15日まで | **→**　　令和７年６月２日頃 |
| 提出 ④ | 令和７年５月22日まで | **→**　　令和７年６月10日頃 |
| 提出 ⑤（最終） | 令和７年５月29日まで | **→**　　令和７年６月20日頃 |

予定される割当時期等を参考とし提出されるよう活動組織等を指導願います。

なお、道からの予算割当時期は、提出された事業計画に修正が必要な場合は、遅れることがありますので留意願います。

※ 新規活動組織等の認定手続きについて

新規活動組織（令和７年度から新たに活動する活動組織等）に係る事業計画の事前確認についても上記の扱いとなります。

なお、市町村への事業計画の提出期限は、国の多面的機能支払交付金実施要領（以下「実施要領」）により開始年度の６月30日までとされていますので、最終提出時期までの提出が難しい場合は、道協議会へ連絡願います。

※ 令和７年度から「田んぼダムの加算措置」を交付対象とする場合の手続きについて

国の実施要領第２の６の（１）に定める市町村が策定する「水田貯留機能強化計画」については、資料１．「水田貯留機能強化計画に係る留意事項等」を参照してください。

（２）確認結果の通知（道協議会→市町村→活動組織等）

（１）で提出のあった変更後の事業計画を道協議会で確認し、記載内容に修正が必要な場合は、修正箇所を明示して確認結果を市町村に「メール」により送付します。

また、市町村は道協議会からの確認結果を活動組織等に通知するとともに必要な指導・助言を行います。

（３）変更後の事業計画の認定申請（活動組織等→市町村）

活動組織等は（２）の通知を踏まえて必要に応じて修正等を行い、事業計画の認定申請を行います。

（４）事業計画の認定（市町村→道協議会）

市町村長は、（３）の申請について認定したときは、遅滞なく、**認定通知書（様式第2-2号）及び変更後の事業計画書の写しを道協議会に送付（メール可）します。**

**システムに保管した場合は、道協議会にその旨「メール」により連絡願います。**

※ 代表者等の押印について

　　 国の令和３年度実施要領の一部改正により、実施要領に定める様式の押印が省略可能とされています。計画関係で押印が省略できる様式は、次のとおりです。

・様式1-1（認定の申請）代表者の印

・様式1-3（活動計画書）代表者の印

　　・様式1-5（工事確認書）代表者等の印

　　・様式2-2（市町村の認定通知）市町村長の印

２．変更後の事業計画の認定申請に係る書類等の扱いについて

（１）事業計画の変更に伴う申請

事業計画の変更を必要とする事案に応じて、「変更申請」と変更の「届出」に分類されます。各々に該当する扱いは次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | ①認定された内容の「変更申請」 | ②認定された内容の「届出」 |
| 変更事案 | ・保全管理する対象農用地面積の変更  ・保全管理する対象施設の変更  ・交付単価の変更  ・対象組織の変更（合併・広域化等）  ・活動の追加、中止又は廃止  ・活動期間の延長 | ・左記以外の変更  （例）  ・役員の交代、構成員の変更が生じた場合  ・遊休農地を一部解消した場合　等  ・活動時期の変更  ・「農村環境保全活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」の活動の変更  ・規約の変更 |
| 申請時期 | 上記のいずれかの変更が生じたとき | 変更があった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日 |
| 提出書類 | 変更があった事業計画  （活動計画書等を添付） | 変更があった事業計画  （活動計画書等を添付） |
| 手続き | 上記１の該当手続き  （１）（２）（３）（４） | 上記１の該当手続き  （１）（２）  ※（２）の修正後の書類は市町村を経由して道協議会へ提出 |

　※ 「施設の長寿命化」の活動を農地維持及び資源向上（共同）に係る交付金で実施する場合は、活動計画書に位置付ける記載方法等について道協議会と協議してください。

（２）作成する書類

事業計画の変更（新規含む）手続きにおいて活動組織等及び市町村が作成する書類は、下記のとおりとなります。

【（広域）活動組織】

|  |  |
| --- | --- |
| 様式の名称 | 提出の必要性 |
| 様式第1-1号　多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について | 必須 |
| 様式第1-2号　多面的機能発揮促進事業に関する計画 | 必須 |
| 道様式第6号（国様式第1-3号）　活動計画書 | 必須 |
| 道様式第6号（国様式第1-3号）別紙1　活動計画書 | 必須　注1 |
| 道様式第6号（国様式第1-3号）別添1　実施区域位置図 | 必須　注2 |
| 道様式第6号別添2（国様式第1-3号別添3）　田んぼダム実施区域位置図 | 必要に応じて |
| 道様式第７号（国様式1-4号）　長寿命化整備計画書 | 注3 |
| 様式第1-5号　工事に関する確認書 | 注4 |
| 別記6-1　活動組織規約（規約別紙構成員一覧含む） | 注5 |
| 別記5-1　広域協定書（図面、別表（協定対象農用地及び施設）、参加同意書含む） | 注6 |
| 別記5-2　運営委員会規則 | 注6 |
| 様式第1-11号　みどりチェックシート（申請時の項目を記入） | 必須 |

注１：加算措置は、本項目に取組む場合のみ提出する。取り組まない場合、係るページは提出不要です。

注２：広域協定の場合は、協定書（別紙）協定対象区域図面に替えることができる。

注３：事務取扱要領第４の２に定める「長寿命化整備計画書」の作成に該当する場合、同要領第５の所要の手続きを経て添付が必要。

注４：工事に関する確認書は、土地改良区等（市町村を除く）が所有または管理する施設を活動対象とする場合、添付が必要。

注５：活動組織の場合のみ提出する。

注６：広域協定の場合のみ提出する。

【市町村】

|  |  |
| --- | --- |
| 様式の名称 | 提出の必要性 |
| 様式2-2　多面的機能発揮促進事業に関する事業計画の認定について | 申請があった場合 |